

令和7年6月30日

陳 情 文 書 表

総務政策常任委員会

政 策 局 關 係 陳 情

陳情番号	6 9	付議年月日	7 . 5 . 1 5
件 名	日米地位協定の改定を求める意見書を国に提出することを求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市戸塚区平戸 1－2 0－7 山 本 喜 俊		
陳情の趣旨 石破首相は就任直後の記者会見で20年前の沖縄国際大学の米軍ヘリの墜落事故に言及し、「当時、沖縄県警が全く触れられずに、機体は全部（米軍に）回収された。こんなのは主権独立国家ではない。地位協定は改定したい。どんなに大変かはよく分かっているが。必ず実現したい」と発言しています。 また、12月3日の国会でも「日米地位協定については自民党の中で議論するよう指示した」と答弁しています。 全国知事会や沖縄県や神奈川県などの渉外知事会が過去2回、日米地位協定の改定を求める要望を国に提出していますが、時の政府は取り上げる事すらしませんでした。トランプ大統領が日米安保条約は不平等だと言い、石破首相は日米安保条約に付随している日米地位協定を変えたいと言っている時だからこそ、多くの国民が思っている不平等な日米地位協定を対等なものに改定する道を切り開くために、貴議会において意見書採択され国へ（石破首相宛）提出されることを希望します。 陳情の理由 その一、 日米地位協定に基づく特例法を根拠に、日本の首都圏の上空の管制権を米軍が握り、日本中どこでも米軍の低空飛行などの飛行訓練が行われています。 外国の軍隊に首都圏の上空を支配されている国が、主権を持った独立国家とはいえず、事実上の治外法権の状態であることを正す必要があります。 その二、 米軍の事故や事件が日本の国内法の規制を受けない仕組みになっていて、県民生活は不安になり			

基本的人権も守られず、自然や生活環境にきわめて大きな影響をもたらしています。

その結果、私たちの身体に大きな問題があるとされている有機フッ素化合物問題でも、日本の当局が立ち入り、実態調査ができない事態です。米軍や米軍人・軍属が起こした事件・事故に対して、第一義的に日本の法律が適用できない事態が続いており、沖縄県だけでなく神奈川県ではしばしば問題になっています。最近でも茅ヶ崎市と海老名市での米軍ヘリの不時着事故や横須賀市での3件の交通事故（二件は被害男性が死亡）、さらに逗子市での傷害事件など米軍関連の事件事故で日米地位協定が大きな壁となって、警察も逮捕や拘留しての取り調べや事故物質を差し押さえての実況検分や原因究明ができない事態が続いています。これを訂正して日本の法律に従うように訂正する必要があります。

その三、

米国国務省が地位協定を締結している世界の国々は時々、事情に応じて改訂が行われ、同盟国と言われている国でも改定が行われています。しかし、日米地位協定は1960年の締結以降、一度の改定も行われていません。世論が盛り上がった時に補足協定などで部分的な見直しをするのではなく改定を行い、互惠性＝対等性にする必要があります。

例えば、米国では米軍機は住宅の上空では訓練をしてはならないことになっています。対等ならば、日本国内でも、県内の大和市・綾瀬市・藤沢市・座間市などでも、米軍機は住宅の上空での訓練はできないことになり、飛行にも制限が加わり、騒音被害もなくなることになります。

さらに、米軍との地位協定を結んでいる諸外国では、米軍機が米軍基地から戦争や紛争地に出撃することを禁止している協定がありますが、日米地位協定にはその条項はありません。問題となっている台湾有事（中国の内政問題日中平和友好条約で「台湾」中国の一部であると認めているから中国国内の問題です）に在日米軍がかかわることになれば、即、日本が戦争に巻き込まれてしまいます。二度と再び戦争をしないと誓っている日本ですから、この条項は加える必要があります。

總 務 局 關 係 陳 情

令和7年6月24日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所 横浜市旭区四季美台55-6

氏 名 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求
める神奈川県民の会

代表 出 井 健三郎

陳情書の取下げについて

去る令和5年8月25日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい
ので、よろしくお願いします。

陳情番号 第11号

件 名 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情

陳情番号	11	付議年月日	5 . 9 . 7
件名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台 55-6 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会 代表 出井 健三郎		
<陳情の要旨> ①庁舎内管理規則に定められている事項を厳守し、無許可での政党機関紙の営業・勧誘行為を禁止してください。また、住民の大切な個人情報と預かる執務室内に立ち入り、配達・集金が行われないようにしてください。 ②政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、自主的に読みたい方は自宅を配達先とする旨を職員に伝えるなど指導を徹底してください。 ③職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを、職員に寄り添って調査・確認してください。 <陳情理由> 近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会20か所以上で、庁舎内における勧誘・配達・集金の自粛を求める陳情が採択されました。 各種メディアでもその実態が報告されていますが、しんぶん赤旗などの政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚がくしています。特に、議員に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割、多い自治体では8割にのぼっていることは、たいへん深刻な事態でしょう。これも自治体が調査して初めて明らかになったことであって、職員が自ら声をあげることがどれだけ勇気がいることなのか、想像に難くありません。 庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。また、地方議員によるハラスメント行為防止のために、新たに条例が制定されるなど、社会の一層厳しい目が向けられています。 全国の複数自治体において「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が報じられていることから、神奈川県においても、政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関して心理的圧力を感じている職員がいないか現状把握に努めると共に、庁舎内管理規則に基づくルールを明確にしてください。とりわけ、庁舎内の政治的中立性に疑念をもたれぬよう、職員で自主的に読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。			

陳情番号	5 4	付議年月日	6 . 1 2 . 3
件 名	「再審法改正を求める意見書」採択について陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市中区日本大通 9 番地 神奈川県弁護士会 会長 岩 田 武 司		
【陳情の趣旨】 「再審法改正を求める意見書」を採択し、関係行政機関へ提出してください。 【陳情の理由】 やってもいない犯罪で有罪とされる「えん罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このようなえん罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続を定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第四編「再審」がこれに当たります。 しかし、現行法には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審のルール」が存在しないことから、えん罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で、職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続の審理のあり方に大きなばらつきが生じています。 その中でも、とりわけ大きな問題となっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害を救済するための大きな原動力となっています。 しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量に委ねられています。 その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、えん罪被害が救済されないことも起こり得ます。しかも、いったん裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う場合があり、えん罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。 現在の再審制度は、裁判のやり直しをするか否かを審理・決定する再審請求手続と、やり直しの裁判で改めて有罪・無罪を判断する再審公判の二段階の手続となっています。つまり、再審請求手続というのは、裁判のやり直しをするか否かを決定する前さばきの場にすぎません。 したがって、再審請求手続において再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続に移行し、公開の法廷において、改めて有罪・無罪の判断を行う審理をすべきであって、再審開始決定それ自体に対する不服申立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。 再審請求を行った方の中には、結果を知ることなく亡くなった方もいますし、相当の高齢となる方もいます。このように、えん罪被害を申し出た方の救済には、気が遠くなるほどの時間がか			

かっているのが実情です。２０２４年９月２６日には、静岡地方裁判所において、いわゆる袴田事件の再審公判手続において無罪の判決が出され、その後確定したことについては、記憶に新しいところですが、事件発生から５８年目のことであり、その間袴田さんは死刑囚として扱われました。また、同年１０月２３日には名古屋高等裁判所金沢支部において、いわゆる「福井女子中学生殺人事件」第２次再審請求事件について、再審開始決定が出されましたが、こちらも事件発生から３８年が経過しています。

日本弁護士連合会は、２０１９年（令和元年）１０月４日に開催された人権擁護大会において、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止を含む再審法の改正を求める決議を全会一致で採択しました。

そして、２０２４年（令和６年）３月１１日には、与野党１３４名の国会議員の参加を得て、超党派で「えん罪被害者のための再審法改正を実現する議員連盟」が結成され、参加議員の数も日々増えている状況です。このように、再審法改正の問題が国会議員にも喫緊の政治的課題として認識され、再審法改正に向けた機運は高まりつつあります。しかし、法務省は、今なお再審法改正に消極的な姿勢を崩していません。したがって、再審法改正を実現するためには、何よりも世論の後押しが必要です。

全国の地方議会で再審法改正を求める意見書を採択していただくことは、広範な世論を形成する上で大きな意義があり、２０２４年（令和６年）１０月の時点で、すでに４２０を超える地方議会で再審法改正を求める意見書が採択されています。しかし、再審法改正に向けた流れをより確実なものとするためには、さらに多くの地方議会で同様の意見書を採択していただきたいと考えています。

そこで、貴議会におきましても、同趣旨の意見書を採択していただきたく、お願い申し上げる次第です。

多数の議会において意見書を採択していただき、多くの意見書を政府・国会に届けることで法改正につなげることができるものと考えております。ぜひとも御協力いただきますようお願い申し上げます。

陳情番号	6 6 - 1	付議年月日	7 . 2 . 2 1
件 名	「県立中井やまゆり園」外部アドバイザー体制の是正などを求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	大和市深見台 1 - 5 - 2 1 これからの県立施設を考える会 安 西 弘		
Ⅰ 陳情の要旨 県立中井やまゆり園「改革」の進捗状況や地方独立行政法人化のあり方につきまして、昨年も県議会で論議され、厚生常任委員会では関連資料提供が要請されました。令和 7 年 1 月 24 日の厚生常任委員会において、「中井やまゆり園全職員向けアンケート結果」のうち、「自由記載欄」（令和 5 ・ 6 年度）」がようやく提出されましたが、そこには現場職員の切実な声が溢れていました。 外部アドバイザーによるパワハラ、園運営における園管理職の不適切対応、現場職員の意欲喪失と辞職傾向、時間外勤務の激増、医療的業務の困難さ、新たな法人化への不安などです。このような職員の人権を無視する不正常な職場実態が早急に解決されることを願い、次の 3 点の陳情を提出させていただきます。 ご審議をよろしくお願いいたします。			
1. 総務局は早急に「パワハラ」認定を行うこと。福祉子どもみらい局は該当するアドバイザーの交代と常駐体制の見直しにより、園運営を正常化させること。 2. 労働基準法違反の時間外勤務を解消すること。 3. 医療・健康管理問題の責任を現場職員だけに転嫁せず、医務課体制を含めた施設運営を県の責任として抜本的に改善すること。			
Ⅱ 陳情の理由 令和 7 年 1 月 7 日の年頭記者会見において、知事から「ともに生きる社会」を作るために、インクルーシブ教育を主とした「ごちゃまぜ社会」が良いと考え、「ごちゃまぜ宣言」をするとの話がありました。しかし、「ごちゃまぜ」という言葉は意味内容が不明瞭であり、県の基本政策を伝える用語としても適切ではないと考えます。必要なのは、今の混迷する事態を「ごちゃまぜ」にしないで客観的に整理した上で、適切に改善していくことです。 1. 現場職員を疲弊させて退職に追い込むようなアドバイザーは失格です。 県が提出した資料の中には、例えば、次のような記述がありました。「あなた達のやっていることは■■と一緒だ、あなたたちの議論を聞いて■■はきっと喜んでいきますよ」、「中井はあと何人殺せば気が済むのか」、「あなたはこの仕事に向いていないよ、県職員を辞めれば」、「研修に集まった職員に対して怒鳴る」、「今までの支援方法を全否定する」、「職員の話の聞かない、認めようとしない」、「利用者の機能低下や病気も支援の仕方が原因だと言う」、「吐き気が続いた利用者クリニックで処方された吐気止めを服用させたところ、和歌山ヒ素事件で吐気止めを服用した人は全員亡くなっている」等々です。 また、カンファレンスにおいて、叱責はされるが具体的な支援策の参考となるような提案はなく、現状では実施が難しい内容であっても、実施できないと再度の叱責となったり、アドバイスといっても、大声や強い口調で相手を委縮させるような言葉が多く聞かれるとのこと。カンファレンスの場には、園上席者も同席しているが、現場職員がダメ出しをされ怒られているのに、誰も何も言わずにいる、との記述もありました。職員の人格を踏みにじり、改革の意欲を潰し、職場の風通しを阻害しています。 長期に及ぶ異常な職場環境の中で、中途退職・転出・転入・新規採用が二桁で続き、欠員は今も埋まらず、一部を本庁からの交替応援で凌ぎ、36 協定違反の超過勤務も常態化しています。地方独立行政法人化後に働きたいという職員は 2 割にも及びませんでした。この 1 月に実施された全福祉職を対象にした法人化に関する説明会では、意向打診の前倒しともいえるべき「新法人で働きたいか」というアンケート調査も急遽行われました。令和 7 年第 1 回定例会では「県立福祉機構」の定款（案）も審議されますが、設立の現実的な可能性は未だに不透明です。早急に			

園運営の立て直しが不可欠であり、そのためには外部アドバイザー体制の仕切り直しが肝要です。

知事や県に認められているという立場上の優位性を背景に、利用者に対する心理的虐待に相当する精神的苦痛を職員に与え、就業環境を害していることは、明らかに「業務の適正な範囲」を逸脱しているパワハラ行為です。医療・健康管理の問題があることを理由に知事と県幹部はアドバイザーを擁護していますが、だからといって決して許される行為ではありません。それなのに、福祉子どもみらい局は、直接アドバイザーに聞き取ることもせずに総務局に下駄を預け、県が意図するような「改革」を進めることができていないとして、現場の職員に責任を転嫁しているのです。

総務局は直ぐに調査結果を公表し、処分措置を行ってください。また、福祉子どもみらい局は、該当するアドバイザーを解雇するとともに常駐体制を止めて、民間施設等からの適切な助言指導を必要に応じて随時受ける体制に切り替え、園幹部職員の管理運営責任を明確にさせて、中井やまゆり園を一日も早くに正常化させてください。

2. 超過勤務が蔓延し、小田原労働基準監督署からは是正勧告が出されています。

令和7年1月24日の厚生常任委員会では、資料として「中井やまゆり園の過去5年度分の時間外勤務について」も提出されました。

その際に、労基法による是正勧告は昨年12月9日付けだったと県は説明していましたが、その事実を12月の厚生常任委員会で隠していたのは何故でしょうか。しかも、中井やまゆり園の現場職員に対しても公表せず、1月24日まで伝えなかったのは欺瞞と怠慢としか言えません。

この資料によれば、月に45時間以上の時間外勤務をした人数（いずれも11月末まで：令和6年度が11月まで資料のため）は「令和2年度は2人、同3年度は2人、同4年度は19人、同5年度は25人、同6年度は58人」となっています。また、月に31～45時間の人数（いずれも11月末まで）は、それぞれ「36人、27人、48人、98人、130人」となっていて、直近になるほど激増しています。

この原因は明らかに、外部アドバイザーの一方向的指示による業務量の増加であり、特に通常の利用者支援業務以外に「綿密な記録」や「カンファレンス資料作り」の過重な業務実態があったためです。さらには、1. に述べた職員不足が重なったためです。

この違法な労働実態を改善し、必要な職員を配置することは神奈川県に課された法的な義務です。早急に適切な労働環境にしてください。

3. 医療や健康管理向上のためには、必要な医師や看護師配置などの体制整備が不可欠です。

知事や県幹部が、「アドバイザーのパワハラを容認するわけではない」が、「それ以上に利用者の命に関わる重大な問題があった」と答弁しているように、医療・健康管理の問題は「虐待だけでなく、医療の空白という新たな問題が見つかった」という形で、中井やまゆり園の現場批判を続けるために利用されている側面もあると私たちは受けとめています。例えば、「救急車を呼ぶのに県庁の許可が必要」など、現場から見て明らかに誤った情報が事実としてまかり通っているのに、県が何も訂正しようとししないのは何故なのでしょう。アドバイザーの指摘も「長時間の居室施錠のなかで利用者との関わりもなく、健康状態を把握できていない」というように、職員の支援の拙さへ短絡的に結び付けています。

黒岩知事は2011年から14年間にわたって神奈川県の知事を務め、今の神奈川県政を作り、運営してきた当事者であり、最高責任者として職員人事も職場運営もすべて最終的に決定してきたのです。その知事が、「神奈川県立」中井やまゆり園において「医療の空白」や「利用者の命に関わる重大な問題」があったと、初めてその事実を知ったかのように、また部外者のように、支援する現場を非難しました。事故や不祥事が起きた時に、その全ての責任を現場職員に転嫁する姿勢と手法は理解できません。人としての倫理観・道義心を疑います。

この問題は次のように整理して改善すべきです。第一に、どこまでが客観的な事実なのか、第二に、他の施設と比較して中井やまゆり園職員の資質が低いのか、或いは障害ゆえに適切な医療看護を受けることが難しいという各施設共通の課題なのか、第三に、個々の職員だけでなく、医務課を含めた園運営体制に問題がないのかということです。これを「ごちゃまぜ」にはなりません。

当該の医務課は、黒岩県政の間に体制を縮小され、非常勤医師と、常勤3名・臨時任用1名・非常勤1名の看護師体制で、早出・遅出・通院・非常時対応も含めて利用者の健康管理を必死に担ってきました。アドバイザーからの理不尽な業務指示に耐えきれず辞めていった方もいます。

この困難な体制に改悪し、それを放置してきた責任者は、まぎれもなく黒岩知事です。この経過を反省した上で、知事がイメージするような医療・健康管理を実現できる運営体制を早急に整備してください。利用者の命に関わる重大問題です。常勤医師の配置と、超過勤務なしで365日に対応できる看護体制を実現してください。

陳情番号	70	付議年月日	7 . 6 . 17
件名	消費税のインボイス制度の廃止を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市神奈川区二ツ谷町1-11 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉田 剛		
【陳情の理由】 エネルギー価格や原材料費などの高騰が長期化し、人財不足が深刻化する中で、地域の中小零細企業や中小業者、フリーランスといった小規模事業者の経営環境は一層の厳しさを増しています。 帝国データバンク横浜支店の調査（2025年1月29日発表）によると、2024年1-12月に発生した神奈川県内企業の休廃業・解散動向は、①休廃業・解散は4416件、前年比21.7%増。休廃業・解散率は5.86%で東京都（7.71%）に次いで高い水準、②「黒字」休廃業の割合は前年比1.4pt減の47.4%。「資産超過」休廃業の割合も前年比4.5pt減の56.9%、③休廃業企業の経営者年齢は平均72.8才で前年0.3歳上回る状況になっています。県内事業者や地場産業を活性化するには、税制の見直しとともに直接支援が必要と考えています。 2023年10月に適格請求書等保存方式（インボイス方式）が導入されました。この制度の下では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができません。そのため、主に小規模事業者や個人事業主である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値引きを押し付けられています。取引を徐々に減らされるといった不利益を被る事態も生じています。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納付が義務付けられ、これまで必要のなかった納税とそのための実務という二重の負担を負うことになっています。 制度導入からすでに2回の確定申告が実施されましたが、小規模事業者からは、減収や税負担の増加によって経営状況が悪化し、廃業を考えざるを得ないとの切実な声が上がっています。このままでは地域経済の落ち込みがさらに深刻化する恐れがあります。 このような状況をふまえ、埼玉県議会では昨年12月20日の本会議で、自民党埼玉県議団が提出したインボイス廃止を国に求める意見書が採択されています。自民党埼玉県議団の政務調査会長は、「県内の中小業者からインボイス制度で過大な事務負担が課せられ、新たな税負担も重いとの切実な声が寄せられている。経過措置がなくなれば事業継続が困難になるとの声も聞く。意見書は、こうした切実な現場の声を国に上げるものだ」と語っています。 小規模事業者の経営の持続化や県内の経済の活性化の重要性を考えれば、インボイス制度そのものを廃止することが最善策であると言わざるを得ません。 以上の点から、神奈川県議会において、事業者に過度な負担を課す消費税のインボイス制度を早急に廃止するよう、国に対し意見書を提出することを陳情します。 【陳情の要旨】 国に対し、消費税のインボイス制度の廃止を求める意見書を提出すること。			

陳情番号	7 1	付議年月日	7 . 6 . 1 7
件 名	消費税率を5%以下に引き下げを求める意見書提出の陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市神奈川区二ツ谷町1－11 神商連付け インボイス廃止を求める神奈川県実行委員会 吉 田 剛		
【陳情の理由】 エネルギー価格や原材料費などの高騰が長期化し、人財不足が深刻化する中で、地域の中小零細企業や中小業者、フリーランスといった小規模事業者の経営環境は一層の厳しさを増しています。 帝国データバンク横浜支店の調査（2025年1月29日発表）によると、2024年1－12月に発生した神奈川県内企業の休廃業・解散動向は、①休廃業・解散は4416件、前年比21.7%増。休廃業・解散率は5.86%で東京都（7.71%）に次いで高い水準、②「黒字」休廃業の割合は前年比1.4pt減の47.4%。「資産超過」休廃業の割合も前年比4.5pt減の56.9%、③休廃業企業の経営者年齢は平均72.8才で前年0.3歳上回る状況になっています。県内事業者や地場産業を活性化するには、税制の見直しとともに直接支援が必要と考えています。 政府は、社会保障のためと繰り返し説明し消費税率を引き上げてきましたが、医療や介護、年金、教育のどれも国民負担は増えるばかりです。凍結こそされましたが、政府は、がんや難病と闘う患者らの命綱である高額療養費の引き上げを打ち出し、国民的な大きな批判を受けることになりました。また、自宅介護に不可欠な訪問介護事業所への診療報酬の引き下げにより、廃業が急増する事態が広がっています。2024年秋に実施された総選挙では、消費税の減税を訴えて当選した野党の国会議員が増え、与党が過半数割れとなる事態が生じましたが、これは、税金の取り方・使い方について、国民がいかに関心や不満を高めているかを示した結果と言えます。 世界では、110の国と地域が消費税にあたる付加価値税を減税し、国民の生活と中小業者の生業を守ろうとしています。欧州の国々では、食料品がゼロ%に引き下げられており、台湾は2024年4月に発生した大地震後、事業者の付加価値税の負担を軽減する措置をとっています。大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば、消費税の減税・廃止のための財源は生まれると試算している税の専門家もいます。近代税制の基本である応能負担の原則に即した税金の集め方に切り替えていくことが今もっとも必要です。 以上の点から、神奈川県議会において、消費税を早急に5%以下に引き下げよう、国に対し意見書を提出することを陳情します。 【陳情の要旨】 国に対し、消費税率を5%以下に引き下げを求める意見書を提出すること。			

陳情番号	7 5	付議年月日	7 . 6 . 2 4
件 名	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台 5 5 － 6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出 井 健三郎		
<陳情の要旨> 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当にないかどうかを、職員に寄り添って調査・確認するように行政に求めてください。仮に心理的圧力を受けた職員がおられた場合には、適切に対応してください。 <陳情理由> 全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会 8 1 カ所で庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択されております。 神奈川県各市町村では「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情」が、南足柄市、綾瀬市、大和市、座間市、伊勢原市、海老名市、厚木市、清川村、寒川町、真鶴町、松田町で採択、趣旨了承されました。逗子市、愛川町、藤沢市、鎌倉市は「実態調査を求める陳情」を提出し採択して頂きました。 さらに神奈川県では、2003年3月に川崎市が実態調査、2023年以降は南足柄市、大磯町、寒川町、真鶴町、逗子市が調査し改善へと大きく舵を切りました。 私たちは、2023年8月に「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会」として陳情を提出しましたが、審議は継続のままとなり、実態調査すら実施されていない状況が続いています。 そのため、庁舎内における政党機関紙の購読勧誘が、議員による職員への心理的圧力やハラスメントにつながる懸念があるにもかかわらず、それに対する具体的な対策は講じられておりません。 もとより、職場におけるハラスメント防止の重要性に異論を唱える政党・会派・議員はいないと信じます。にもかかわらず、問題の放置が続いていることは極めて遺憾であり、議会として対応すべき課題であると考えます。 そこで私たちは、団体名称を「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」に改め、先の陳情は取り下げるとともに実態調査を早急にすることを求めるため、新たに陳情を出すことにしました。			

「庁舎内の勧誘行為に伴う職員の感じ方」に関しては、各自治体で先駆けて実態調査が完了しており、参考になるかと思います。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっています。アンケートでは、職員の自由記述欄を設けた自治体もあり、職員の率直な声をぜひご確認ください（宇都宮市、霧島市等）。多くのケースで「職員が自分の意志に反して、断れずに購読した」という実態があります。購読中の職員においても「やめたいが、言い出せない」という状況が今も継続しています。アンケート調査の具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です」とあります。

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、議員本人の意図に関わらず、「心理的圧力が伴っている」現状があります。その意味で、職員にとっては、庁舎内で自分の意志に反して購読する事自体が、精神的、経済的負担がかかるパワーハラスメント行為といえるのではないのでしょうか。

庁舎内において、議員による職員に対するパワハラ行為、セクハラ行為などは絶対に放置してはなりません。2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となりました。神奈川県議会においては、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、全国自治体においては「心理的圧力を感じた」という深刻な実情が次々と明らかになっていることから、政党機関紙の勧誘・購読・集金に対して心理的圧力を感じている職員がいなか現状把握を求めます。